

礼記注疏訳注稿（十三）— 雑記上第二十（一）—

末永 高康

凡例

- 一 本稿は阮刻十三経注疏の礼記雑記上第一（巻頭より土轄葦席節まで）に対する訳注稿である。ただし、音義および校勘記は省略してある。
- 二 底本は嘉慶二十年江西南昌府学開雕のいわゆる「阮刻十三経注疏本」を用いたが、八行本（『影印南宋越刊八行本礼記正義』北京大学出版社、二〇一四年による）等により底本を一部改めた部分がある。
- 三 各部分の冒頭に底本における葉数・表裏・行数を示した。疏については適宜分割して経、注の後ろに割り当ててある。
- 四 十三経注疏からの引用については、「阮刻十三経注疏本」の巻葉数を 1-23（一卷二葉表三行）、4-506（四卷五葉裏六行）等の形で記しておいた。ただし、巻数、行数は省略した部分がある。

雑記上第二十

【疏】（一葉表三行）

正義曰、按鄭目錄云、名曰雜記者、以其雜記諸侯以下至士之喪事。此於別錄屬喪服。分爲上下、義與曲禮檀弓分別不殊也。

「書き下し文」

正義に曰く、按ずるに『鄭目錄』に云ふ、「名づけて雑記と曰ふは、其の諸侯以下、士に至るまでの喪事を雑記するを以てなり。此れ『別録』に於て喪服に属す。分かちて上下と為すは、義、曲礼・檀弓の分別と殊ならず①」と。

①『礼記』曲礼下4-12引く『鄭目錄』「義與前篇同、簡策重多、分爲上下。」檀弓下9-12引く『鄭目錄』「義同前篇、以簡策繁多、故分爲上下二卷。」

【現代語訳】

正義に曰く、思うに『鄭目錄』に言う、「（この篇に）名づけて「雑記」と言うのは、この篇が諸侯以下、士に至るまでの喪事を雑記して（取り交ぜて記して）いるからである。この篇は『別録』では喪

服に属している。上下に篇を分けているのは、曲礼・檀弓の篇が（その分量の多さ故に）上下に分割されているのと同じ理由による」と。

【経】（一葉表五行）

諸侯行而死於館、則其復如於其國。如於道、則升其乘車之左轂、以其綏復。

【書き下し文】

諸侯行きて館に死すれば、則ち其の復すること其の国に於てするが如くす。如し道に於てすれば、則ち其の乗車の左轂に升り、其の綏を以て復す①。

①この重複する記載が『礼記』喪大記₄₁₋₃₆「其爲賓、則公館復、私館不復。其在野、則升其乘車之左轂而復。」注_{4a2}「私館、卿大夫之家也。不於之復、爲主人之惡」に見える。

【現代語訳】

諸侯が（国外に）行って（相手国が用意した）賓館で死んだならば、自国で行うように復（魂呼びい）をする。もし路上（の宿泊所）で死んだならば、乗っている車の左の轂（こしき）に升って、その旗かざりを用いて復をする。

【注】（一葉表六行）

館、主國所致舍。復、招魂復魄也。如於其國、主國館賓、與①使有之、得升屋招用褻衣也。如於道、道上廬宿也。升車左轂、象升屋東榮。綏當爲綏、讀如蕤賓之蕤、字之誤也。綏謂旌旗之旒也。去其旒

而用之、異於生也。

①底本は「與」を「予」に作る。八行本および疏文により改める。

【書き下し文】

「館」は、主国の致す所の舍なり。「復」は、魂を招き魄を復するなり①。「其の国に於てするが如くす」とは、主国、賓に館し、与へて之れ有らしめ、屋に升りて招くに褻衣を用ふるを得るなり。「如し道に於てすれば」とは、道上の廬宿なり。「車の左轂に升る」は、屋の東榮に升るに象る②。「綏」、当に綏に爲るべし、讀むこと蕤賓の蕤の如し、字の誤りなり③。綏は旌旗の旒を謂ふ④。其の旒⑤を去りて之を用ふるは、生に異なるなり⑥。

①同様の注は、『周礼』天官・夏采注_{8-22a8}「鄭司農云、復謂始死招魂復魄。」「儀礼』士喪礼注_{35-2a8}「復者、有司招魂復魄也。」「礼記』雜記上注_{40-14b1}・喪大記注_{41-3a8}「復、招魂復魄也」などにも見える。

②『儀礼』士喪礼_{35-2a}「復者一人、…₃₆升自前東榮。」（士冠礼注_{1-3b7}「榮、屋翼也。」）大夫以上についても、『礼記』喪大記_{41-3b}に「小臣復、復者朝服。君以卷、夫人以屈狄、大夫以玄纁、世婦以禮衣、士以爵弁、士妻以稅衣。皆升自東榮」とあるが、その鄭注_{36a}では「榮、屋翼。升東榮者、謂卿大夫士也。天子諸侯言東霑」と天子諸侯と卿大夫との違いを言っており、その疏₄₈はこの違いについて「云升東榮者、謂卿大夫士也者、以鄉飲酒（_{8-3a}）鄉射（_{11-3b}）、是大夫士之禮、

云設洗當東榮。此(二)東榮、故知是卿大夫士禮、今之兩下屋。云天子諸侯言東霤者、霤謂東西兩頭爲屋簷霤下、案燕禮(14-2b)云、設洗當東霤。人君殿屋四注、燕禮是諸侯禮、明天子亦然也」と、これがその建物の構造に由来すると説明する。

③同様の注は以下にも見える。

・『周礼』天官・夏采注8-22b4「故書綏爲禮。杜子春云、當爲綏、禮非是也。玄謂明堂位曰、凡四代之服器、魯兼用之。有虞氏之旂、夏后氏之綏、則旂旒有是綏者、當作綏、字之誤也。綏以旒牛尾爲之綴於幢上、所謂注旒於干首者。…士冠禮及玉藻、冠綏之字、故書亦多作綏者、今禮家定作蕤。」(「所謂」下の「注旒於干首」は『詩』邶風・干旄「子子干旄」毛伝3.3-3b1)

・『礼記』王制12-5b「天子殺、則下大綏。諸侯殺、則下小綏。」注5b4「綏當爲綏、綏有虞氏之旂也。下謂弊之。」
 ・『礼記』明堂位31-12b「有虞氏之旂、夏后氏之綏、殷之大白、周之大赤。」注12b10「四者旂旗之屬也。綏當爲綏、讀如冠蕤之蕤。有虞氏當言綏、夏后氏當言旂、此蓋錯誤也。綏謂注旒牛尾於杠首、所謂大塵。」

・『礼記』喪大記45-20b「飾棺、…大夫…黻髮一、畫髮一、皆戴綏。…士…畫髮一、皆戴綏。」注21a7「綏當爲綏、讀如冠蕤之蕤、蓋五采羽注於髮首也。」

なお、夏采注の言及する「士冠禮及玉藻」は『儀礼』記冠義3

-11b(『礼記』郊特性26-15aほぼ同じ)「始冠、緇布之冠也。大古冠布、齊則緇之、其綏也、孔子曰、吾未之聞也。」「礼記」玉藻29-17a「緇布冠績綏、諸侯之冠也。」注17a5「綏或作蕤。」
 积文17a6「綏、本又作蕤、耳佳反。」現行の三礼で「綏」を「蕤」に作っているのは『礼記』雜記上40-11b「大夫卜宅與葬日、有司麻衣布衰布帶、因喪屨、緇布冠不蕤。」同41-8b「大白冠、緇布之冠、皆不蕤。委武玄縞而後蕤」のみである。

④『爾雅』积天(旂旒)6-18a「注旒首日旂。」注18a7「載旒於竿頭、如今之幢、亦有旒。」疏28b6「李巡曰、旒牛尾著竿首」参照。

⑤『詩』商頌・長發「爲下國綴旒」鄭箋20.4-5b2「旒、旂旗之垂者也」参照。

⑥『周礼』天官・夏采注8-22b5にも「今以之復、去其旒、異之於生、亦因先王有徒綏者」とある。

〔現代語訳〕

「館」は、主国(受け入れ国)が準備した宿舍のことである。「復」は、(身体から離れて天に帰ろうとする)魂と(地に帰ろうとする)魄とを招き復(かえ)すことである。「其の国に於てするが如くす」とは、主国が賓客に宿舍を与えて専有させているので、その屋根に升つて(天子から下賜された)褻衣を用いて(魂魄を)招くことができるのだ。「如し道に於てすれば」とは、路上の(宿泊所である)「廬」や「宿」(で死んだ場合)のことだ。「車の左轂に升る」とは、屋根の東の榮(つま)より升ることに象ったものだ。「綏」は、

「綏」に為るべきである。(十二律の一つである)「蕤賓」の「蕤」のように読む。字の誤りである。「綏」は旌旗(はた)の旒(旒牛「からうし」の尾で作ったかざり)のことを言う。その旒(はたあし・旗の垂れ)を取り去って用いるのは、生時と異なるようにするので。

【疏】(一葉表九行)

正義曰、自此以下、至蒲席以爲裳帷、摠明諸侯及大夫士在路而死、招魂復魄、并明飾棺①貴賤之等。此一經、下至廟門外、論諸侯之制。今各依文解之。○諸侯行而死於館者、謂五等諸侯朝覲天子、及自相朝會之屬。而死者、謂諸侯於時或在主國死。於館者、謂主國有司所授館舍也。○則其復如於其國者、其復謂招魂復魄也。雖在他國所授之舍、若復魄之禮、則與在己本國同、故云如於其國也。如於道則升其乘車之左轂者、如、若也。道、路也。謂若諸侯在道路死、則復魄與本國異也。乘車、其所自乘之車也。其復魄、則俱升其所乘車左邊轂上、而復魄也。此車以南面爲正、則左在東也。升車左轂、象在家升屋東榮也。其五等之復、人數各如其命數。今轂上狹、則不知以幾人。崔氏云、一人而已。○以其綏復者、綏、旌旗綏也。若在國中招魂、則衣各用其上服。今在路死、則招用旌旗之綏、是在路則異於在國、故云於道。用之亦冀魂魄望見、識之而還也。若王喪於國而復、於四郊亦建綏而復。周禮夏采云、以乘車建綏、復于四郊、是也。

①底本は「棺」を「館」に誤る。八行本により改める。
「書き下し文」

正義に曰く、此れ自り以下、「蒲席以て裳帷と為す」(524)に至るまで、諸侯及び大夫士、路に在りて死し、魂を招き魄を復するを摠明し、並びに飾棺の貴賤の等を明らかにす。此の一經、下は「廟門外」(321)に至るまで、諸侯の制を論ず。今各おの文に依りて之を解す。○「諸侯行きて館に死す」とは、五等の諸侯①、天子に朝覲し、及び自ら相ひ朝會するの属を謂ふ。「死す」とは、諸侯、時に於て或は主国に在りて死するを謂ふ。「館に」とは、主国の有司授くる所の館舍を謂ふなり。○「則ち其の復すること其の国に於てするが如し」とは、「其の復する」は魂を招き魄を復するを謂ふなり。他国授くる所の舍に在ると雖も、魄を復するの礼の若きは、則ち己の本国に在ると同じ、故に「其の国に於てするが如くす」と云ふ。「如し道に於てすれば、則ち其の乗車の左轂に升る」とは、「如」は、若なり。「道」は、路なり。若し諸侯、道路に在りて死すれば、則ち魄を復すること本国と異なるを謂ふなり。「乗車」は、其の自ら乗る所の車なり。其の魄を復するは、則ち俱に其の乗る所の車の左辺の轂上に升りて、魄を復するなり。此の車、南面を以て正と為さば、則ち左は東に在り。車の左轂に升るは、家に在りて屋の東榮に升るに象るなり。其の五等の復、人數各おの其の命数の如し②。今轂上狭ければ、則ち幾人を以てするかを知らず。崔氏云ふ、「一人のみ」と。○「其の綏を以て復す」とは、「綏」は、旌旗の綏なり。若し国中に在りて魂を招かば、則ち衣は各おの其の上服を用ふ③。今路に在りて死すれば、則ち招くに旌旗の綏を用ふ、是れ路に在れば則ち国に在るに異なるなり、故に「道に於て」と云ふ。之を

用ふるも亦た魂魄の望見して、之を識りて還らんことを冀ふなり。若し王、国に喪して復せば、四郊に於て亦た綏を建てて復す。『周禮』夏采に云ふ、「乗車の建綏を以て、四郊に復す」と④、是れなり。

① 『礼記』王制11-1a「王者之制、祿爵、公、侯、伯、子、男、凡五等。」

② 『礼記』雑記上「復、西上」注40-15a2「復者多少、各如其命之數」参照。なお『周礼』春官・典命21-1bによれば、公は九命、侯・伯は七命、子・男は五命。

③ 「上服」の語は『儀礼』士虞礼(記)43-1bに「尸服卒者之上服」と見えるが、その注1b7「上服者、如特牲士玄端也。不以爵弁服爲上者、祭於君之服、非所以自配鬼神」によれば、この「尸服」の場合は助祭の服を除く(『礼記』雑記上41-9a「士弁而祭於公、冠而祭於己。」注9a8「弁、爵弁也。冠、玄冠也。祭於公、助君祭也」参照。)「復」の場合は『儀礼』士喪礼35-2aに「以爵弁服」とあるように、助祭の服を含めて最上の服を用いる。諸侯の「復」に用いる服については、下の注に対する疏の注②参照。

④ 『周礼』天官・夏采30-22a「夏采掌大喪。以冕服、復于大祖。

以乗車建綏、復于四郊。」なお四郊に復することについては、

夏采注22a10が指摘するように『礼記』檀弓上8-19a「君復於小寢、大寢、小祖、大祖、庫門、四郊」にも見えている。

〔現代語訳〕

正義に曰く、これより以下、「蒲席以て裳帷と爲す」に至るまでは、諸侯及び大夫士が、旅路で亡くなり、魂魄を招き復(かえ)す場合のことについて明らかにし、並びに棺飾りの貴賤の等差について明らかにしたものだ。この一経の、下文の「廟門外」に至るまでは、諸侯の制度について論じたもの。今それぞれ文に従って解釈していく。○「諸侯行きて館に死す」とは、(公、侯、伯、子、男の)五等の諸侯が、天子に朝覲した場合、及び諸侯が互いに朝会した場合についてを言うのだ。「死す」とは、諸侯が主国に滞在している時に死んだ場合を言う。「館に」とは、主国の有司(役人)が授けた館舎(で死んだ場合)のことを言う。○「則ち其の復すること其の国に於てするが如くす」とは、「其の復する」は魂魄を招き復すことを言う。他国が授けた宿舎に滞在してはいるが、この魄を復す礼については、自分の本国に居るのと同じようにする。だから「其の国に於てするが如くす」と言うのだ。「如し道に於てすれば、則ち其の乗車の左轂に升る」とは、「如」は、「若(もし)」の意味、「道」は、「路」の意味である。もし諸侯が、路上(の宿泊所)で亡くなったならば、魄を呼び復す礼が本国(に居た場合)と異なることを言うのだ。「乗車」は、諸侯自らが乗っている車のこと。その魄を呼び復すに際しては、(その礼を行う者が)ともに諸侯の乗っている車の左側の轂の上に升って、魄を呼び復すのだ。この車は、南面を正位とすれば、その左側が東に当たることになる。車の左の轂に升るのは、家に居て(復を行うのに際して)屋根の東の榮(つま)に升るのに象るのだ。五等の諸侯の復を行う人数は、それぞれその

命数と同じである。この場合、轂の上は狭いから、何人でこの札を行うのかは分からない。崔靈恩は「一人だけ」と言っている。○「其の綏を以て復す」とは、「綏」は、旌旗（はた）の綏（かざり）である。もし国内に居て魂を招くのであれば、（魂を招きよせる）衣服はそれぞれの最上等の衣服を用いる。この場合は路上で亡くなっているのので、（魂を）招きよせるのに旌旗の綏を用いるのだ。路上では国内に居る場合とは異なるということだ、だから「道に於て」と言つて（この場合についての札を記して）いるのだ。旌旗の綏を用いるのも、魂魄が望み見て、この目印に気づいて帰還するのを願つてのことなのだ。王がもし国内で亡くなつて復をする場合でも、四郊においては綏を建てて復をする。『周礼』の夏采職に、「乗車の建綏を以て、四郊に復す」と言うのが、これである。

【疏（注に対する）】（一葉裏七行）

○正義曰、館主國所致舍者、按曾子問云、公館與公之所爲曰公館。是主國館賓之舍也。云與使有之者、謂主國與賓此舍、使賓專自有之、故得升屋招魂、復用褻衣也。褻衣者、天子褒賜之衣、即下文復用褻衣、是也。云如於道道上廬宿也者、按遺人云、凡野都之道、十里有廬、三十里有宿、五十里有市、故云道上廬宿也。云升車左轂象升屋東榮者、車轅嚮南、左轂在東、故象東榮。不於廬宿之舍復者、廬宿供待衆賓、非死者所專有、故復於乘車左轂。云綏當爲綏讀如蕤賓之蕤者、但經中綏字、絲旁①著妥、其音雖、訓爲安②。③此復之所用者是綏也。綏絲旁著妥、故云綏當爲綏④。讀此綏字爲蕤賓之蕤者、

音與蕤賓字聲同也。以經作綏、故云字之誤也。云綏⑤謂旌旗之旒也者、按夏采云、乘車建綏、復于四郊。乘車玉⑥路、當建大常、今乃建綏⑦、無大常也。明堂位云、有虞氏之綏、夏后氏之旒。後王文飾、故知有虞氏之綏但有旒也。云去其旒而用之異於生也者、諸侯建交龍之旒、今以其綏復、是去其旒、異於生也。

- ①底本は「旁」下に「者」字を衍する。八行本に従い削る。
- ②底本は「安」を「委」に作る。八行本に従い改める。
- ③底本は「此」字前に「○」を衍する。
- ④底本は「綏當爲綏」に作る。八行本に従い改める。
- ⑤底本は「云」字を欠き、「綏」を「綏」に作る。八行本に従い補い、改める。
- ⑥底本は「玉」を「王」に誤る。八行本に従い改める。
- ⑦底本は「綏」を「綏」に作る。八行本に従い改める。

【書き下し文】

○正義に曰く、「館は主国の致す所の舍なり」とは、按ずるに曾子問に云ふ、「公館と公の爲す所を公館と曰ふ」と①。是れ主国、賓に館するの舍なり。「与へて之れ有らしむ」と云ふは、主国、賓に此の舍を与へ、賓をして専ら自ら之れ有らしむるを謂ふ、故に屋に升りて魂を招き、復に褻衣を用ふるを得るなり。「褻衣」とは、天子褒賜するの衣、即ち下文の「復に褻衣を用ふ」②、是れなり。「如し道に於てすればは、道上の廬宿なり」と云ふは、按ずるに遺人に云ふ、「凡そ野都の道、十里有廬有り、三十里有宿有り、五十里有市有り」③と、故に「道上の廬宿なり」と云ふ。「車の左轂に升る

は、屋の東榮に升るに象る」と云ふは、車轅南に嚮はば、左轂は東に在り、故に東榮に象る。廬宿の舎に於て復せざるは、廬宿は衆賓に供待し、死者の専有する所に非ず、故に乗車の左轂に復す。「綏当に綏に為るべし、読むこと蕤賓の蕤の如し」と云ふは、但だ経中の綏字、絲旁に妥を著くるは、其の音は雖、訓みて安と為す④。此の復の用ふる所の者は是れ綏なり。綏は絲旁に委を著く、故に「綏当に綏に為るべし」と云ふ。此の綏字を読みて蕤賓の蕤と為すとは、音、蕤賓の字と声同じ。経、綏に作るを以て、故に「字の誤りなり」と云ふ。「綏は旌旗の旒を謂ふなり」と云ふは、按ずるに夏采に云ふ、「乗車の建綏もて、四郊に復す」と。乗車は玉路⑤、当に大常を建つべきに⑥、今は乃ち綏を建て、大常無きなり。明堂位に云ふ、「有虞氏の綏、夏后氏の旒」と⑦。後王文飾す、故に有虞氏の綏、但だ旒のみ有るを知る。「其の旒を去りて之を用ふるは、生に異なるなり」と云ふは、諸侯は交龍の旒を建つるに⑧、今其の綏⑨を以て復す、是れ其の旒を去り、生に異なるなり。

①『礼記』曾子問19-19b「曾子問曰、爲君使而卒於舍、禮曰、公館復、私館不復。凡所使之國、有司所授舍、則公館已。何謂私館不復也。孔子曰、善乎問之也。自卿大夫之家曰私館、公館與公所爲曰公館。公館復、此之謂也。」注19d10「公館、若今縣官宮也。公所爲、君所命使舍己者。」また『礼記』雜記上41-3a「爲君使而死、公館復、私館不復。公館者、公宮與公所爲也。私館者、自卿大夫以下之家也。」注3a4「公所爲、君所作離宮別館也」参照。両者の注の違いについては、曾子

問疏20a4引く『鄭志』の「鮑遺問曰、注此云、公所爲、君所命使舍己者。注雜記云、公所爲、若今離宮別館也。是二説異何。張逸荅曰、公館若今停待者也。離宮是也。聘禮(記24-7a)曰、卿館於大夫、大夫館於士、公命人使館客、亦公所爲也」参照。

②『礼記』雜記上20-1a「復、諸侯以褻衣、冕服、爵弁服。」注14b1「褻衣、亦始命爲諸侯、及朝覲見加賜之衣也。褻猶進也。」「褻」は「褻」の本字。

③『周礼』地官・遺人13-22a「凡賓客會同、師役掌其道路之委積。凡國野之道、十里有廬、廬有飲食。三十里有宿、宿有路室、路室有委。五十里有市、市有候館、候館有積。」注22a5「廬、若今野候、徒(↓徒)有房也。宿、可止宿、若今亭有室矣。候館、樓可以觀望者也。一市之間、有三廬一宿。」

④「綏」を「安」に訓じ、「雖」の音とする例は、たとえば『詩』周南・樛木1-2-11b「樂只君子、福履綏之。」毛伝11b9「綏、安也。」釈文11d10「綏之音雖」がある。

⑤『周礼』天官・夏采注8-22a7「乘車、玉路。」

⑥玉路が大常を建てることについては、『周礼』春官・巾車27-1b「王之五路、一曰玉路、錫焚纓、十有再就、建大常、十有二旂、以祀。」注10-10「王在焉曰路、玉路以玉飾諸末。…2a2大常、九旗之畫日月者。正幅爲纓、旂則屬焉」参照。

⑦上の注の部分の注③参照。(こ)ではその鄭注に従い「綏」に作っている。

⑧『周礼』春官・司常27-16a「司常掌九旗之物名、各有屬、以待國事。日月爲常、交龍爲旂、……王建大常、諸侯建旂。」

注17c「王畫日月、象天明也。諸侯畫交龍、一象其升朝、一象其下復也」参照。

⑨ここで「綏」としていないのは、経文に従ったのであろう。

〔現代語訳〕

○正義に曰く、「館は主国の致す所の舍なり」とは、思うに『礼記』曾子問篇に、「公的な賓館と公があてがつた宿所を「公館」と呼ぶ」と言われており、これが、主国が賓に館として与えた宿舎なのだ。

「与へて之れ有らしむ」と言うのは、主国が賓にこの宿舎を与えて、賓に専有させることを言うのだ。だからその屋根に升って魂を招き、その復の礼に褒衣を用いることができるのだ。「褒衣」とは、天子が下賜した衣のことで、即ち下文の「復に褒衣を用ふ」というのが、これだ。「如し道に於てすればは、道上の廬宿なり」と云ふは、思うに『周礼』遺人職に、「一般に郊外の街道には、十里ごとに（飲食可能な休憩所）廬があり、三十里ごとに（宿泊可能な）宿があり、五十里ごとに（大きめの宿泊施設がある）市がある」と言われている、だから「道上の廬宿なり」と言うのだ。「車の左轂に升るは、屋の東榮に升るに象る」と言うのは、車の轅（ながえ）が南に向けば、左の轂は東に当たるから、東の榮に象ることになる。廬や宿の建物で復をしないのは、廬や宿は多くの賓客の利用に供したものであり、死者が専有するものではない、だから（自分の）乗る車の左の轂で復をするのだ。「綏当に綏に為るべし、読むこと蕤賓の

蕤の如し」と言うのは、経文中の「綏」字で糸偏に「妥」と書くのは、発音は「雖（スイ）」で、「安」（やすんずる）の意味に訓む。

この復で用いるのは「綏」であって、「綏」は糸偏に「委」と書く、だから「綏当に綏に為るべし」と言うのだ。この「綏」を「蕤賓」

の「蕤」のように読むとは、その発音が、「蕤賓」の（「蕤」）字と同じということだ。この経文では、「綏」に作っているから、「字

の誤りなり」と言うのだ。「綏は旌旗の旄を謂ふなり」と言うのは、思うに『周礼』夏采職に、「乗車の建綏によって、四郊で復をする」と言っており、「乗車」とは（王の五路の第一である）玉路を指す。

（玉路の旗には日月を描いた）大常を建てるべきであるのに、今は（復をする場面なので）「綏」を建てて、大常は建てない。『礼記』

明堂位篇に、「有虞氏の綏、夏后氏の旂」と言われており、後王は文飾を加えていくから、（文飾を加えていない）有虞氏の「綏」には、ただ「旄」があるだけだと分かるのだ。「其の旄を去りて之を用ふるは、生に異なるなり」と言うのは、諸侯（の車に）は交龍の（描かれた）「旂」（はた）を建てるのであるが、今はその「綏」（はたかざり）で復をする。これがその「旄」（はたあし）を取り去るということであり、生時と異なるようにするということだ。

【経】（二葉表五行）

其轡有綵、緇布裳帷、素錦以爲屋而行。

〔書き下し文〕

其の轡に綵有り、緇布の裳帷あり①、素錦以て屋と為して行く。

①「飾棺」についての最も詳細な記述は喪大記^{ホ1-20b}に見え、ここでは「君」については、「龍帷」、「黼荒」、「素錦褚、加偽荒」と記されていて、「素錦褚」が雑記上の「素錦以爲屋」に

当たり(下の注の部分の注⑤参照)、「加偽荒」について鄭玄^ニ

「^ニは「偽當爲帷、或作于、聲之誤也。大夫以上有褚、以襯覆棺、乃加帷荒於其上。」と「偽」を「帷」の過りと解して、「褚」

の上に「帷」「荒」を加えると解している。この鄭注の書き方はややあいまいであるが、この「帷」「荒」は上文の「龍帷」

「黼荒」を指すようで、であれば、喪大記における君棺の覆いは二重(外に「帷」と「荒」——ともに同じ骨組み(「柳」)

につけられている(喪大記注^{ソb10}「帷、荒」皆所以衣柳也」参照)——、内に「素錦褚」ということになる。他方、雑記

上のそれは「其輦有褙」、「緇布裳帷」、「素錦以爲屋」の三重で——「輦」と「裳帷」は一体になっていない——、この「緇

布裳帷」に相当するものは喪大記には記されていないことになる。ただし、以下の注疏で議論されるように、雑記上は殯

に向かう際の棺飾り、喪大記は葬に向かう際の棺飾りの記載であるならば、両者を無理に一致させる必要はないのかも知れない。

〔現代語訳〕

その(外側の屋根状の覆いである)「輦」には(その周縁から垂らした覆いである)「褙」があり、(その内側には)緇(くろ)い布の(覆いである)「裳帷」があり、(その内側に)素錦(しらぎぬ)

で(棺を覆うテント状の)小屋を作って(自国の殯所に向かって)行くのだ。

【注】(二葉表六行)

輦、載柩將殯之車飾也。輦、取名於輓與蒨、讀如蒨蒨之蒨。輓、棺也。蒨、染赤色者也。將葬載柩之車飾曰柳。褙、謂鼈甲邊緣。緇布

裳帷、圍棺者也。裳帷用緇、則輦用赤矣。輦象宮室、屋、其中小帳、輓①覆棺者。若未大斂、其載尸而歸、車飾皆如之。

①底本は「輓」を「輓」に作る。八行本に従い改める。
〔書き下し文〕

輦は、柩を載せて將に殯せんとするの車飾なり①。輦は、名を輓と蒨とに取る②、読むこと蒨蒨の蒨の如し。輓は、棺なり③。蒨は、赤色を染むる者なり。將に葬らんとして柩を載するの車飾を柳と曰

ふ①。褙は、鼈甲の邊緣を謂ふ④。緇布の裳帷は、棺を囲む者なり。裳帷に緇を用ふれば、則ち輦に赤を用ふ。輦は宮室を象り、屋は、

其の中の小帳、輓(ちか)く棺を覆ふ者なり⑤。若し未だ大斂せず、其の尸⑥を載せて帰らば、車飾皆な之の如くす。

①「輦」と「柳」の区分については『礼記』檀弓上「其慎也蓋殯也」注^{ゴ9b3}「慎當爲引、禮家讀然、聲之誤也。殯引飾棺以輦、引葬(↓葬引)飾棺以柳褙」にも見える。三礼では「輦」

はこの篇にのみに、「柳」は『周礼』天官・縫人^{ニ2b}「喪、縫棺飾焉、衣袷柳之材」にのみに見える。「柳」については、

『礼記』喪大記^{ホ1-20b}で「飾棺」について述べる部分の鄭注^ニ

0b10で「在旁曰帷、在上曰荒、皆所以衣柳也」とあることから、『礼記』檀弓上「周人牆置翬」疏6-11b1は「則以帷荒之内木材爲柳、其實帷荒及木材等、摠名曰柳、故縫人云、「衣翬柳之材。」注13b10云、「柳之言聚、諸飾之所聚、」是帷荒摠稱柳也」と、「柳」は棺の飾りの骨組みであるが、棺の飾りの総称としても用いられるとする（檀弓上疏1-15b8の議論もほぼ同じ）。

②音通による。「輶」と「蒨」は同音（耕部）、「櫬」は真部に属するが、音が近いと判断されたのであろう。

③『説文』木部6s65b「櫬、棺也。」「春秋左氏伝」僖公六年伝13-11b「土輿櫬」注2b1、同・襄公二年伝29-5b「以自爲櫬與頌琴」注5b10同じ。なお、『小爾雅』広名では「空棺謂之櫬、有屍謂之柩」と「柩」との区別を説いている。

④「綦」は三礼では他に『儀礼』士昏礼4-12a、既夕記4-1-6bの二か所のみに見え、そこではいずれも婦人の車の車蓋の周囲に垂れ下がる覆いを指し、鄭玄は前者に対しては「綦、車裳幃。『周禮』(春官・巾車27-6c)謂之容。車有容、則固有蓋。」(12a4)、後者に対しては「綦者、車裳幃、於蓋弓垂之。」(6b10)の注を与えている。なお「鼈甲」で柩車の車蓋を指す例は『釈名』積喪制「輿棺之車曰輶、…其蓋曰柳、柳、聚也、衆飾所聚、亦其形像也。亦曰鼈甲、以(↓似)鼈甲亦(↓φ)然也。其旁曰牆、似屋牆也」に見える。

⑤『礼記』喪大記注45-21a2にも「大夫以上有綦、以襯覆棺、

乃加帷荒於其上」とある。また、ここから、この経で言われる「屋」が喪大記の「綦」に当たることがわかる。喪大記疏11b6「素錦褚者、素錦、白錦也。褚、屋也。於荒下又用白錦以爲屋也。葬在路象宮室也。故雜記云、素錦以爲屋而行、即褚是也」参照。

⑥大斂(納棺)前なので「柩」ではなく「尸」と呼ばれている。『礼記』曲礼下5-21a「在牀曰尸、在棺曰柩」参照。

【現代語訳】

「輶」は、柩を載せて殯(かりもがり)に向かう車の飾りである。

「輶」の名は、「櫬」と「蒨」とに由来し、「蒨旆」の「蒨」と同じ発音で、「櫬」は棺の意味である。「蒨」は、赤色を染める草である。埋葬に際して柩を載せる車の飾りは「柳」と言う。「綦」は、鼈甲(すなわち「輶」の上部の屋根状の部分)の周辺(から垂らした覆い)のことを言う。「緇布の裳帷」は、棺を取り囲む覆いである。「裳帷」に緇(くろ)を用いるのであれば、「輶」には赤を用いるのである。「輶」は宮室を象り、「屋」は、その中の小さな帳(たれまく)で、直接に棺を覆うものである。(以上は大斂の後、殯の前の車の飾りについてであるが)まだ大斂しておらず、その尸を載せて帰る場合にも、車の飾りは皆なこのようにする。

【疏】(二葉表九行)

正義曰、此一經明諸侯車飾。輶、謂載柩之車。有綦者、謂輶之四旁有物。綦垂、象鼈甲邊緣。○緇布裳帷者、輶下棺外、用緇色之布、

以爲裳帷、以圍繞棺也。素錦以爲屋者、於此裳帷之中、又用素錦以爲屋、小帳以覆棺。而行者、於死處、既設此飾、而後行。

【書き下し文】

正義に曰く、此の一経、諸侯の車飾を明らかにす。「輶」は、柩を載するの車を謂ふ①。「棧有り」とは、輶の四旁に物有るを謂ふ。棧の垂るるは、鼈甲の邊縁に象る。○「緇布の裳帷」とは、輶下の棺外に、緇色の布を用ひて、以て裳帷と爲し、以て棺を圍繞するなり。「素錦以て屋と爲す」とは、此の裳帷の中に於て、又た素錦を用ひて以て屋と爲し、小帳以て棺を覆ふなり。「而して行く」とは、死処に於て、既に此の飾りを設けて、而る後に行くなり。

①上注に言うように「輶」は柩車の飾りを指すが、この飾りを付けられた柩車もまた「輶」と呼ばれたのであろう。

【現代語訳】

正義に曰く、この一経は、諸侯(が殯に向かう際)の車の飾りを明らかにしたものだ。「輶」は、柩を載せる車を言う。「棧有り」とは、「輶」の四周に物がつけられていることを言う。「棧」が「輶」の四周に垂れるのは、「輶」の上部を(鼈甲に見立てて、その周辺に象つたものだ。○「緇布の裳帷」とは、「輶」の下の棺外に、緇色の布を用いて、「裳帷」を作り、それでぐるりと棺を囲んだものだ。「素錦以て屋と爲す」とは、この「裳帷」の中に、さらに又た素錦を用いて(テント状の)「屋」を作るということで、小さな帳(とばり)で棺を覆うということだ。「而して行く」とは、死んだ場所で、この飾りを設けて、その後(殯する場所)に行く

ということだ。

【疏(注に対する)】(二葉裏一行)

○正義曰、輶載柩將殯之車飾也者、以下經云、遂入適所殯、是將殯車飾也。云輶取名於輶與蒨者、言此車所以名輶、凡有二義。一者取名於輶、輶、近尸也。二取名於蒨、蒨、草也。故云取名於輶與蒨。

云讀如蒨蒨之蒨者、言經中輶字、讀如蒨蒨之蒨。按左傳定四年祝佗①云、封康叔以蒨蒨、謂以蒨草染蒨爲赤色、故讀此蒨與彼同、是亦蒨草以染布也。云輶棺也者、覆說取名於輶義也。云蒨染赤色者也、說取名於蒨草之義也。云將葬載柩之車飾曰柳者、證此經中輶非將葬車也。云棧謂鼈甲邊縁者、覆說輶象鼈甲、覆於棺上、中央隆高、四面漸下。棧象邊縁、垂於輶之四邊、與輶連體、則亦赤也。若葬車之飾、則上用荒、不用輶也。云裳帷用緇則輶用赤矣者、前雖讀輶爲蒨草、其色未明。今因裳帷用緇、故知定輶爲赤色。以玄纁相對之物、故以赤色對緇也。但玄纁天地之色、取象不同、或上或下、非一例也、要玄纁是相對之色。云若未大斂其載尸而歸車飾皆如之者、此經所論、謂大斂後也、故下云適所殯。若未大斂、則曾子問云、尸入門、升自阼階、不得云適所殯也。知未大斂之前車飾亦然者、以載尸柩車飾、經唯有此一文、故知其飾同也。

①底本は「佗」を「鮒」に作る。八行本および『春秋左氏伝』に従い改める。なお『春秋左氏伝』定公四年伝54-3b「其使祝佗從」の『校勘記』は「諸本作佗、詩下泉正義(7-3-10b1)、書舜典正義(3-10b3)、論語疏引(6-6a10)傳並作鮒」と言い、

『論語』雍也6-10b「祝鮀之佞」、憲問14-10b「祝鮀治宗廟」はともに「鮀」に作っている。

【書き下し文】

○正義に曰く、「輜は柩を載せて將に殯せんとするの車飾なり」とは、下経(3a1)に、「遂に入りて殯する所に適く」と云ふを以つて、是れ將に殯せんとするの車飾なり。「輜は名を輓と蒨とに取る」と云ふは、此の車の輜と名づくる所以は、凡そ二義有るを言ふ。一は名を輓に取り、輓は、尸に近きなり①。二は名を蒨に取り、蒨は、草なり。故に「名を輓と蒨とに取る」と云ふ。「読むこと蒨蒨の蒨の如し」と云ふは、経中の「輜」字、読むこと「蒨蒨」の「蒨」の如くなるを言ふ。按ずるに『左伝』定四年祝佗云ふ、「康叔を封ずるに蒨蒨を以てす」②と、蒨草を以て蒨を染めて赤色と為すを謂ふ、故に此の蒨を読むこと彼(かしこ)と同じ、是れも亦た蒨草以て布を染むるなり。「輓は棺なり」と云ふは、名を輓に取るの義を覆説するなり。「蒨は赤色を染むる者なり」と云ふは、名を蒨草に取るの義を説くなり。「將に葬らんとして柩を載するの車に非ざるを証」と云ふは、此の経中の「輜」の將に葬らんとするの車に非ざるを証するなり。「綖は鼈甲の辺縁を謂ふ」と云ふは、輜は鼈甲を象り、棺上を覆ひて、中央隆高にして、四面漸下するを覆説す。綖は辺縁を象り、輜の四辺に垂れ、輜と体を連ぬれば、則ち亦た赤なり。葬車の飾りの若きは、則ち上に荒を用ひ③、輜を用ひず。「裳帷、緇を用ふれば、則ち輜は赤を用ふ」と云ふは、前(さき)に輜を読み蒨草と為すと雖も、其の色未だ明らかならず。今、裳帷に緇を用

ふるに因りて、故に定めて輜の赤色たるを知る④。玄纁相ひ対するの物なるを以て、故に赤色を以て緇に對するなり。但だ玄纁は天地の色⑤、象を取ること同じからず、或は上、或は下、一例に非ざるなり、要は玄纁は是れ相ひ對するの色なり。「若し未だ大斂せず、其の尸を載せて帰らば、車飾は皆な之の如くす」と云ふは、此の経の論ずる所、大斂の後を謂ふ、故に下に「殯する所に適く」と云ふ。若し未だ大斂せざれば、則ち曾子問に云ふ、「尸、門より入り、升るに階階自りす」⑥と、「殯する所に適く」と云ふを得ず。未だ大斂せざるの前の車飾も亦た然るを知れるは、尸柩を載するの車飾、經唯だ此の一文のみ有るを以て、故に其の飾りの同じきを知るなり。

①「輓」が「(外) 棹」に對する「(内) 棺」であることによる。『春秋左氏伝』襄公四年伝「無輓」注29-30a9「輓、親身棺」参照。

②『春秋左氏伝』定公四年伝5-11b「衛侯使祝佗私於萇弘曰、…」分康叔以大路少帛蒨蒨蒨蒨。この「蒨蒨」と「蒨蒨」との関係については、その『校勘記』6a2に「鄭氏『禮記』雜記注引作蒨蒨。『詩』小雅(六月)「白蒨中央」正義(10-2-6a)云、「蒨與蒨、古今字也、故左傳云、蒨蒨蒨蒨、蒨亦蒨也。」石經蒨字、似改刻、疑初刻作蒨字。按『說文』(糸部13a13a)云、「蒨、赤繪也。」是蒨爲正字」の議論がある。六月釈文5a5も「白蒨、本又作蒨、蒲貝反、繼旒曰蒨(『爾雅』釈天(旌旒)6-18a)。左傳云、「蒨蒨」是也。一曰、蒨與蒨、古今字殊」と言う。「蒨」は「蒨」の俗字。

③ 『礼記』喪大記45-20b「飾棺」について記す部分の鄭注20b10「荒、蒙也。在旁曰帷、在上曰荒、皆所以衣柳也。」及び疏20b5「荒、蒙也、謂柳車上覆、謂繫甲也」参照。

④ 染色については、『爾雅』釈器5-18bに「一染謂之緇、再染謂之頰、三染謂之纁。」とあり、『周礼』考工記・鐘氏10-26bに「三入爲纁、五入爲緇、七入爲緇。」とあって、『儀礼』士冠礼「纁裳」注8-1a6の「朱則四入與。」および『詩』小雅・斯干疏11-2-11a引く『易』困卦九二「朱紱」鄭注「朱、深于赤。」よりすれば、鄭玄は「朱」より浅い赤の総称を「赤」、「朱」よりやや浅い赤を「纁」としているようである。また『詩』豳風・七月「載玄載黄、我朱孔陽」伝8-1-17a3「玄、黒而有赤也。朱、深纁也」によれば、「玄」は赤みがかつた黒となるが、この疏では「玄」と「緇」、「赤」と「纁」を特に区別せずを用いている。

⑤ 『周礼』天官・染人8-14a「夏纁玄。」注14a9「玄纁者、天地之色、以爲祭服。」『春秋穀梁伝』僖公三十一年注9-15b8「纁」作「熏」。天色を「玄」とするものとしては、『周易』坤・文言1-27b「天玄而地黄」がある。

⑥ 『礼記』曾子問19-7b「曾子問曰、君出疆以三年之戒、以棨從。君薨、其入如之何。孔子曰、共殯服、(注7b10:此謂君已大斂。)則子麻弁經、疏衰菲杖。入自闕、升自西階。如小斂、則子免而從柩。(注8a5:謂君已小斂也。)入自門、升自階階。」

(注8a6:親未在棺、不忍異、入使如生來反。)君大夫士一節

也。」

〔現代語訳〕

○正義に曰く、「輅は柩を載せて將に殯せんとするの車飾なり」について、經の下文に「遂に入りて殯する所に適く」と言っているから、これは殯へと向かう車の飾りとなるのだ。「輅は名を輅と輅とに取る」と言うのは、この車が「輅」と名づけられている理由が二つあることを言ったものだ。一つは「輅」から名を取ったとするものであり、「輅」は(内棺で)、尸に近いということ。二つは「輅」から名を取ったとするものであり、「輅」は、(赤に染める)草のことだ。だから「名を輅と輅とに取る」と言うのだ。「読むこと輅の輅の如し」と言うのは、經中の「輅」字が、「輅」の「輅」のように読むことを言ったものだ。思うに『左伝』定公四年で佗鮫が、「康叔を封ずるに綉苳を以てす」と言っている(が、この「綉苳」が「輅」のこと)、輅草で輅(はた)を染めて赤色にすることを言うのだ。だからこの「輅」は『左伝』の「綉苳」すなわち「輅」の「輅」と同じように読むのであって、これもまた輅草で布を染めるといふことなのだ。「輅は棺なり」と言うのは、「輅」から名を取ったことの意味をさらに説いたものだ。「輅は赤色を染むる者なり」と言うのは、輅草から名を取ったことの意味を説いたものだ。「將に葬らんとして柩を載するの車飾を柳と曰ふ」と言うのは、この經中の「輅」が埋葬に向かう車(の飾り)ではないことを証するものである。「綉は輅甲の辺縁を謂ふ」と言うのは、「輅」が輅甲を象つたものであり、棺の上を覆って、中央が盛り上

がり、四面にしたいに下がっていく（形である）ことを詳しく説いたものだ。「褙」は（鼈甲の）周辺を象り、「輶」の四辺から垂れさがり、「輶」と一体化しているの、これもまた赤色である。（埋葬に向かう）葬車の飾りの場合、（棺の）上に（屋根状の覆いである）「荒」を用いて、「輶」は用いない。「裳帷、緇を用ふれば、則ち輶は赤を用ふ」と言うのは、前文では「輶」を蓍草の意に読んだのではあるが、その色については明らかではなかった。今、「裳帷」に緇（くる）を用いるとあることに因って、「輶」が確かに赤色であるとわかるのだ。「玄」（くる）と「纁」（あか）が相い対するものであることから、赤色を緇（くる）と対にしたのだ。ただ「玄」「纁」は、天地の色であつて、天地の上下に従えば「玄」が上、「纁」が下ということになるが、象徴の取り方が違うのだ。

（「玄」「纁」の）いずれかが上に、いずれかが下になるのであつて、一律にすることはできないものの、要は「玄」「纁」が相い対する色であるということだ。「若し未だ大斂せず、其の尸を載せて帰らば、車飾は皆な之の如くす」と言うのは、この経で論じているのは、大斂の後について言う。だから下文に、「殯する所に適く」と言うのだ。もしまだ大斂していなければ、『礼記』曾子問篇に「尸、門より入り、升るに阼階自りす」と言われる形になるのであつて、「殯する所に適く」と言うことはできないのだ。まだ大斂していない前の車の飾りもまた同様であるとわかるのは、尸柩を載せる車の飾りについては、経文ではただこの一文がある（だけで大斂前後での違いを示す記述がない）ことから、その飾りが同じであるとわか

るのだ。

【経】（二葉裏十行）

至於廟門、不毀牆、遂入適所殯。唯輶爲説於廟門外。

【書き下し文】

廟門に至れば、牆を毀たずして、遂に入りて殯する所に適く。唯だ輶のみ説（だつ）することを廟門の外に為す。

【現代語訳】

廟門（殯を行う宮室の門）に至ると、牆（＝「裳帷」①）は取り付けたままで、（門より）入つて殯する場所（である堂上中央の兩楹の間）に行く。（棺の飾りでは）ただ「輶」のみを廟門の外で取り外す。

① かりに鄭玄に従つておくが、下文の「唯輶爲説」の「唯」という限定は、「輶」以外の「裳帷」などを去らないことを含意するから、わざわざここで「不毀牆（＝不毀裳帷）」を言う必要はないはずである。なお孫希旦『集解』はこの「牆」を「宮牆」と解し、この経文の記述を大斂前についてのものであるとす。下の注の部分の注②参照。

【注】（三葉表一行）

廟、所殯宮。牆、裳帷也。適所殯、謂兩楹之間。去輶乃入廟門、以其入自有宮室也。毀或爲徹。凡柩自外來者、正棺於兩楹之間、尸亦俛之於此、皆因殯焉。異者柩入自闕、升自西階、尸入自門、升自阼

階。其殯必於兩楹之間者、以其死不於室、而自外來。留之於中、不忍遠也。

【書き下し文】

「廟」は、殯する所の宮①、「牆」は、裳帷なり②。「殯する所に適く」は、兩楹の間を謂ふ。輔を去りて乃ち廟門に入るは、其の入りて自(おのず)から宮室有るを以てなり。「毀」或は「徹」に為る。凡そ柩の外自り來たる者、棺を兩楹の間に正し、尸も亦た之を此に俛(うつ)すは③、皆な殯するに因る。異なるは、柩は入るに闕自りし、升るに西階自りす。尸は入るに門自りし、升るに阼階自りす。其の殯するに必ず兩楹の間に於てするは、其の死するに室に於てせずして、外自り來たるを以てなり。之を中に留むるは、遠ざくるに忍びざればなり。

①「廟」で「殯宮」を指す例は、『尚書』顧命8-29b「諸侯出廟門俟。」伝29b6「言諸侯、則卿士已下、亦可知殯之所處、故曰廟。待王後命。」『礼記』喪服小記33-2a「無事不辟廟門。」注2a1「鬼神尚幽闇也。廟、殯宮。」などがあつた。な至于廟、羣臣如朝位。」盧辯注「廟、殯宮。」などがある。なお、廟に殯するか否かについては、『礼記』檀弓下9-19b「殷朝而殯於祖、周朝而遂葬」の疏20a4に「夫子不論二代得失、皆合當代之禮、無所是非。以此言之、則周人不殯於廟。按僖八年致哀姜、左傳云、不殯于廟、則弗致也、則正禮當殯於廟者。服氏云、不薨於寢、寢謂小寢。不殯於廟、廟謂殯宮、鬼神所在謂之廟。鄭康成以爲、春秋變周之文、從殷之質、故殯

於廟。杜預以爲、不以殯朝廟。未詳孰是」と論じられている。ここで引かれる『春秋左氏伝』は僖公八年伝13-1a「秋禘而致哀姜焉、非禮也。凡夫人不薨于寢、不殯于廟、不赴于同、不祔于姑、則弗致也。」注7a3「寢、小寢。同、同盟。將葬、又不以殯過廟。」また、同・襄公四年伝9-20a「秋、定姒薨、不殯于廟、無櫬、不虞。」注20-9「櫬、親身棺。季孫以定姒本賤、既无器備、議其喪制、欲殯不過廟、又不反哭」参照。

②「牆」で柩車の飾りを指す例は他に、

・『儀礼』既夕記4-12a「巾奠乃牆。」注22a9「牆、飾柩也。」
・『礼記』檀弓上6-10b「周人牆置鬻。」注10b9「牆、柳也。」
(校勘記8の浦鏗説により「柳」下の「衣」字を削る。)

・『礼記』檀弓上7-15a「孔子之喪、公西赤爲志焉、飾棺牆、置鬻。」注15a9「牆、柳衣。」

がある。最初の例は既夕礼38-10a「商祝飾柩」に対する記で、その注10a2では「飾柩爲設牆柳也。巾奠乃牆、謂此也。牆有布帷、柳有布荒」と言われる。この注だけを見ると鄭玄は「牆」「柳」を別物として見えているが、その疏10a7でも議論されるように、『礼記』喪大記45-20bに「帷」「荒」が併記され、そこに鄭玄20b10は「在旁曰帷、在上曰荒、皆所以衣柳也」と注記しており、「帷」「荒」とともに「柳」を覆うものとしている。これと上に引いた『礼記』檀弓上の二つの注(この二つの注の違いについては檀弓上疏7-15b~10a1参照)をあわせ考えれば、鄭玄は基本的に「牆」「柳」を同じものとし、

析言すれば「牆」は「帷」、「柳」は「荒」を指すと考えているようである（既夕礼疏38-10610参照）。ただし、この場合の「帷」は「荒」の周辺を覆うものとなり、この雑記上の記述では「褌」に相当することになる。檀弓上疏7-1588に「牆之障柩、猶垣牆障家、故謂障柩之物爲牆」と言われるように、「牆」もまた棺飾りの総称で、家の牆と同じく、特に棺の側面を覆うものを指す語であったのであろう。この経文では「唯轉爲説」と言われていて、「轉」に付随する「褌」も取り扱われることになるので、「牆」に「裳帷」が当てられることになる。

なお、ここで鄭玄が「牆」を「宮牆」に解さなかった理由はよくわからない。注の下文に明らかのように鄭玄はこれを『礼記』曾子問9-8a（君已大斂則）入自闕、升自西階。如小斂、則…入自門、升自阼階。」と結び付けて理解している。鄭玄8a3はこの「入自闕」を解して「闕、謂毀宗也。…所毀宗、殯宮門西也」と言っており、これによれば、君が外地で死亡し大斂後に帰国した場合は、「殯宮門の西辺の牆を毀ちて」（疏9a2）殯宮に入ることになる。他方、雑記上のこの部分の記述を鄭玄は大斂後のこと（上の経文に対する鄭注の末尾を参照）とするから、この経文の「不毀牆」の「牆」を殯宮の牆と解するわけにはいかなかったものと想像されるが、そうであればこの注で「去轉乃入廟門」と殯宮の牆を毀たずに廟門から入るとしているのが不可解である。注の下文で大斂後の「柩」と大斂前の「尸」の違いを意識していることよりすれば、あ

るいは「入廟門」と言う時は、意識が「尸」の方に行っているか。

③『釈文』344は何胤『礼記隱義』の「俛之言移也」を引く。

【現代語訳】

「廟」は、殯を行う宮室のこと、「牆」は、（上文の）「裳帷」のことである。「殯する所に適く」は、（堂上の中央である）両楹（東西二本の柱）の間（に行くこと）を言う。「轉」を取り去ってから廟門に入るのは、廟門に入れば（そこには）おのずから宮室があ（り宮室を象る「轉」は不要とな）るからである。「毀」字はテキストによつては「徹」に作っている。そもそも外から帰り来た「柩」（棺に納められた死体）については、その棺を両楹の間に安置するのであるが、「尸」（棺に納める前の死体）もまたこれをその場所に移し置くのは、みな（そこで）殯を行うからである。（両者で）異なるのは、「柩」は（門の西側のかべを壊して作った）「闕」から入つて、西階から（堂上に）升るのに対し、「尸」は門から入つて、阼階から（堂上に）升る点だ。殯を必ず両楹の間で行うというのは、（通常と異なり）室内で亡くならず、（その遺体が）外から帰り来たからである。（通常の喪礼では亡くなった室内からしだいに遠ざかり、殯は堂上中央からさらに遠ざけて西階の上で行われるのであるが）、その遺体を（堂上の）中央に留め（て殯をす）るのは、遠ざけるに忍びないからである。

【疏】（三葉表四行）

正義曰、此一經明諸侯禮、載柩入制也。○至於廟門者、謂殯宮門也。○不毀牆者、牆謂裳帷。但毀去上輦、不毀去牆帷。○遂入適所殯者、遂入殯宮、正柩於兩楹之間、而遂殯焉。○唯輦爲説於廟門外者①、言餘物不説、唯輦一物、脱於殯宮門外。

①底本は「者」下に「者」字を衍す。八行本に従い削る。

【書き下し文】

正義に曰く、此の一經、諸侯の礼、柩を載せて入るの制を明らかにするなり。○「廟門に至る」とは、殯宮の門を謂ふなり。○「牆を毀たず」とは、「牆」は裳帷を謂ふ。但だ上輦のみ毀ち去り、牆帷を毀ち去らず。○「遂に入りて殯する所に適く」とは、遂に殯宮に入り、柩を兩楹の間に正して、遂に殯するなり。○「唯だ輦のみ説することを廟門の外に為す」とは、余物は説(だつ)せず、唯だ輦の一物のみ、殯宮の門外に脱するを言ふ。

【現代語訳】

正義に曰く、この一經は、諸侯の礼で、(外地で亡くなった諸侯の)柩を載せて(殯宮に)入る制度を明らかにしたものだ。○「廟門に至る」とは、殯宮の門(に至ること)を言うのだ。○「牆を毀たず」とは、「牆」は(棺飾りの)「裳帷」を言う。ただ外側の「輦」だけを取り去って、(内側の)「牆帷」は取り去らないのだ。○「遂に入りて殯する所に適く」とは、そのまま殯宮に入り、柩を兩楹の間に安置して、そのまま殯を行うのだ。○「唯だ輦のみ説すること」を廟門の外に為す」とは、他の棺飾りは取り外さず、ただ「輦」の一物だけを、殯宮の門外で取り外すことを言うのだ。

【疏(注に対する)】(三葉表七行)

○正義曰、廟所殯宮者、以殯之所在、故謂爲廟。云牆裳帷也者、鄭恐是宮牆之嫌、故云牆裳帷也。以飾棺之物稱牆。門是入自門也。云適所殯在兩楹之間者、以死在外來、故殯於兩楹間。云去輦乃入廟門以其入自有宮室也者、解經所以去輦乃入之意。輦乃覆棺上、象宮室。今入之有宮室、故去①輦也。不去裳帷者、以裳帷鄭棺、未可去也。云凡柩自外來者正棺於兩楹之間者、按公羊定元年癸亥、公之喪至自乾侯、正棺於兩楹之間、然後即位。鄭以是推之、則知尸自外來者、亦停於兩楹之間、故尸亦俛之於此、皆因殯焉。云異者柩入自闕升自西階尸入自門升自阼階者、皆曾子問文。云留之於中不忍遠也者、以周人殯於客位、今殯於兩楹之間、是不忍遠之也。

①底本は「去」を「云」に作る。『校勘記』に従い改める。

【書き下し文】

○正義に曰く、「廟は殯する所の宮なり」とは、殯の在る所を以て、故に謂ひて廟と為すなり。「牆は裳帷なり」と云ふは、鄭、是れ宮牆ならんの嫌を恐れ、故に「牆は裳帷なり」と云ふなり。棺を飾るの物を以て牆と稱す①。門は是れ入るに門自りするなり②。「殯する所に適くは、兩楹の間に在り」と云ふは、死するに外に在りて来たるを以て、故に兩楹の間に殯するなり。「輦を去りて乃ち廟門に入るは、其の入るに自から宮室有るを以てなり」と云ふは、經の輦を去りて乃ち入る所以の意を解す。輦は乃ち棺上を覆ひ、宮室に象る。今之に入りて宮室有り、故に輦を去るなり。裳帷を去らざるは、

裳帷は棺を鄣（さえぎ）るを以て、未だ去るべからざるなり。「凡そ柩の外自り来たる者、棺を兩楹の間に正す」と云ふは、按ずるに『公羊』定元年癸亥、公の喪、至るに乾侯自りし、棺を兩楹の間に正し、然る後に即位す③。鄭是れを以て之を推さば、則ち尸の外自り来たる者も、亦た兩楹の間に停（とど）むるを知る、故に「尸も亦た之を此に俛すは、皆な殯するに因る。」「異なるは、柩は入るに闕自りし、升るに西階自りす。尸は入るに門自りし、升るに阼階自りす」と云ふは、皆な曾子問文④。「之を中に留むるは、遠ざくるに忍びざればなり」と云ふは、周人、客位に殯するに⑤、今兩楹の間に殯するを以て、是れ之を遠ざくるに忍びざるなり⑥。

①『儀礼』既夕記「巾奠乃牆」注4-12aに「牆、飾柩也」とある。

②句頭に脱文があると思われるが、「経文で「於廟（外）」ではなく、そこに「門」と付け加えてあるのは、宮牆を毀ちて入るのではなく、門から入ることを示したものである」ということを言ったものであろう。

③『春秋公羊伝』定公元年25-26「夏六月癸亥、公之喪至自乾侯。戊辰、公即位。癸亥、公之喪至自乾侯、則曷爲以戊辰之日、然後即位。正棺於兩楹之間、然後即位。子沈子曰、定君乎國、然後即位。」なお『春秋穀梁伝』定公元年19-20も同じ解釈を与えているが「何爲戊辰之日然後即位也。正君乎國、然後即位也。沈子曰、正棺乎兩楹之間、然後即位也」と、『公羊伝』の沈子言を伝文とし、公羊伝文を沈子言としている。

昭公は前年の十二月己未に乾侯で薨じており、納棺された遺体が夏六月癸亥に帰国し、諸侯が死後に殯を行う期日である五日を経て（『礼記』王制12-10b「諸侯五日而殯」参照）、戊辰の日に定公は即位している。

『儀礼』士喪礼3-13aの小斂の部分で「設牀第于兩楹之間。……14a士舉、男女奉尸、俛于堂。」注14a10「堂、謂楹間牀第上也。今文俛作夷」とあるように、戸内で小斂した後には尸を兩楹の間に移すのが通常の喪礼であるが（なお『春秋左氏伝』定公元年疏2-16a3は、諸侯礼として『礼記』喪大記4-10aの「（既小斂）男女奉尸、夷于堂」を引くが、その疏10a10ではこれを士礼としている）、鄭玄は『公羊伝』「正棺於兩楹之間」の「正棺」を殯することと解して、尸柩が外より帰還した場合の特例と見ている。

④上の注の部分の注②参照。

⑤各代の殯所については『礼記』檀弓上7-12b「夏后氏殯於東階之上、則猶在阼也。殷人殯於兩楹之間、則與賓主夾之也。周人殯於西階之上、則猶賓之也」参照。「殯於客位」の表現は下注参照。

⑥喪礼において、遺体が室内から次第に遠ざかることについては、『礼記』檀弓上7-19a「子游曰、飯於牖下、小斂於戸内、大斂於阼、殯於客位、祖於庭、葬於墓、所以即遠也。」同・坊記5-1-20a「子云、賓禮每進以讓、喪禮每加以遠。浴於中霤、飯於牖下、小斂於戸内、大斂於阼、殯於客位、祖於庭、葬於

墓、所以示遠也」参照。

【現代語訳】

○正義に曰く、「廟は殯する所の宮なり」とは、殯の置かれた場所であるので、(それを神聖化して)「廟」と呼んだのだ。「牆は裳帷なり」と言うのは、鄭玄は、これが宮牆を指すものであると誤解されるのを恐れて、「牆は裳帷のこと」と言ったのだ。棺を飾る物を「牆」と呼ぶのだ。(経文に)「門」と言うのは門から入ることを示しているのだ。「殯する所に適くは、兩楹の間に在り」と言うのは、外地で死亡して帰り来たので、(客位ではなく)兩楹の間に殯するのだ。「輶を去りて乃ち廟門に入るは、其の入るに自から宮室有るを以てなり」と言うのは、経文で「輶」を取り去ってから(廟門に)入る理由を解したものだ。「輶」とは棺上を覆って、宮室に象ったもの。今、(廟門を)入れば(本物の)宮室があるから、(宮室を象った)「輶」を取り去るのだ。「裳帷」を取り去らないのは、「裳帷」は棺を(人々の視線から)さえぎるものであるから、まだ取り去るわけにはいかないのだ。「凡そ柩の外自ら来たる者、棺を兩楹の間に正す」と言うのは、思うに『春秋公羊伝』定公元年に、(六月の)癸亥に昭公の柩が(晋の)乾侯から帰還し、その棺を兩楹の間に安置し、その後に(定公)は即位した、とある。鄭玄はここから類推して、(まだ納棺していない)「戸」が外地から帰還した場合も、兩楹の間に留め置くと知ったのだ。だから「戸もこれをここに移し置くのは、みな殯を行うがためである」と言うのだ。「異なるは、柩は入るに闕自りし、升るに西階自りす。戸は入るに門自

りし、升るに阼階自りす」と言うのは、みな『礼記』曾子問篇の文である。「之を中に留むるは、遠ざくるに忍びざればなり」と言うのは、周人は、(西階上の)客位に殯することに、今、(通常であれば小斂後に戸を移す)兩楹の間に殯することから、(他地で亡くなった遺体を)遠ざけるのに忍びないとしたのだ。

【経】(三葉裏二行)

○大夫士死於道、則升其乘車之左轂、以其綏復。如於館死、則其復如於家。

【書き下し文】

○大夫士道に死すれば、則ち其の乗車の左轂に升り、其の綏を以て復す。如し館に於て死すれば、則ち其の復すること家に於けるが如くす。

【現代語訳】

○大夫士が道中に亡くなれば、その乗車の左に轂に升って、その「綏」を用いて復をする。もし公館で亡くなれば、(国内の)家ですると同じように復をする。

【注】(三葉裏四行)

綏、亦綏也。大夫復於家以玄冕、士以爵弁服。

【書き下し文】

綏、亦た綏なり。大夫家に復するに玄冕を以てし①、士は爵弁服を以てす②。

①『礼記』喪大記^{413b}で復に用いる服を規定する部分に「大夫以玄纁、…士以爵弁」とあり、その注^{38c}に「復用死者之祭服、以其求於神也。…^{3d}纁、赤也。玄衣赤裳、所謂卿大夫自玄冕而下之服也」とある。この注の「所謂」以下は『周礼』春官・司服^{21-3a}の引用で、「玄冕」は大夫の「助祭之服」(司服注^{38a}、また『礼記』雜記上^{419a}「大夫冕而祭於公」参照)。

②『儀礼』士喪礼^{35-2a}「復者一人、以爵弁服。」注^{2a9}「爵弁服、純衣纁裳也。禮以冠名服。」その疏^{3a3}でも「士用爵弁者、案雜記^{419a}云、「士弁而祭於公、冠而祭於己」、是士服爵弁助祭於君、玄冠自祭於家廟。士復用助祭之服、則諸侯以下、皆用助祭之服可知」と復に「助祭之服」を用いるとされている。

〔現代語訳〕

この「綏」字もまた「綏」に作るべきである。大夫が家で復を行う場合には「玄冕」を用い、士は「爵弁服」を用いる。

【經】(三葉裏四行)

大夫以布爲鞶而行、至於家而説鞶、載以輜車、入自門。至於阼階下而説車、舉自阼階、升適所殯。

〔書き下し文〕

大夫は布を以て鞶と為して行き、家に至りて鞶を説き、載するに輜車①を以てして、入るに門自りす。阼階の下に至りて車より説き、挙ぐるに阼階自りし、升りて殯する所に適く。

①「輜車」の語は三礼ではここにしか現れない。

〔現代語訳〕

大夫は(染めていない白い)布を用いて「鞶」を作つて帰還し、家に至れば「鞶」は取り外すが、「輜車」には乗せたままで、門から入る。阼階の下に至つて車から(遺体を)降ろし、(遺体を堂上に)挙げるのに阼階から升つて殯する所に行く。

【注】(三葉裏六行)

大夫鞶言用布、白布不染也。言鞶者、達名也。不言裳帷、俱用布、無所別也。至門亦説鞶乃入。言載以輜車入自門、明車不易也。輜讀爲輜、或作輜。許氏說文解字曰、有輜曰輪、無輜曰輜。周禮又有輜車、天子以載柩。屨輜聲相近、其制同乎。輜崇、盖半乘車之輪。諸侯言不毀牆、大夫士言不易車、互相明也。不易者、不易以輜①也。廟中有載柩以輜之禮、此不耳。

①底本は「輜」を「輜」に誤る。八行本に従い改める。

〔書き下し文〕

大夫の鞶の布を用ふと言ふは、白布の染めざるなり。鞶と言ふは、達名なり。裳帷を言はざるは、俱に布を用ひて、別(わか)つ所無ければなり。門に至りて亦た鞶を説きて乃ち入る。載するに輜車を以てして、入るに門自りすと言はば、明けし車の易へざること。「輜」は讀みて輜と為す、或は「輜」に作る①。許氏『說文解字』に曰く、「輜有るを輪と曰ひ、輜無きを輜と曰ふ」と②。『周礼』又た屨車有り、天子以て柩を載す。「屨」「輜」声相ひ近し、其の制同じきか。輜の崇(たかさ)、盖し乘車の輪に半(なか)ばす。諸侯に牆

を毀たずと言ひ、大夫士に車を易へずと言ふは、互に相ひ明らむるなり。「易へず」とは、易ふるに輻を以てせざるなり。廟中に柩を載するに輻を以てするの礼有り、此れ不(しかせ)ざるのみ。

①『校勘記』2aは齊召南の説を引いて「齊召南云、按『周禮』遂師注(15-2143)云、「輻、禮記或作搏、或作輳。」賈疏引此注(21b7)曰、「輻讀爲輳、或作輳、」是賈所見禮記注本異也。

『儀禮』既夕記(41-14a)「納車於階間。」注(14b)云、「周禮謂之輻車、雜記謂之團、或作輳、或作搏、聲讀皆相附耳、未聞執正。」是鄭所見本不同也」と言う。ここに見える遂師注、既夕記注によれば、鄭玄が見たテキストにはこの「輻」を「團」「輳」「搏」に作るものがあつたようである。なお、遂師疏15-21b8も指摘するように、『礼記』喪大記45-23bに「士葬用國車」とあり、鄭玄23b8は「輳字或作團、是以文(↓又)誤爲國。」とこれも「輳車」のことであり、「團」を「國」に誤つたものとする。

②『說文解字』車部14s46a「輻、有輻曰輻、無輻曰輳。」
 【現代語訳】

大夫の場合、「輻」に布を用いると言うのは、染めていない白い布(を用いるの)である。「輳」は本来、赤を含蓄するが、白布を用いても、これを「輻」と言うのは、「輻」が殯に向かう棺飾りの(通称だからである。(諸侯の場合と異なり)裳帷について言及がないのは、ともに布を用いるのであって、「輻」と「輳」を区別すべきものがないからである。(大夫の場合も)また門に至って「輻」

を取り去つてから(門内に)入るのだ。「輻車」に載せて、門から入ると言うのであるから、(門に入るに際して)車を易えないのは明らかである。「輻」字は「輳」に読む。「搏」字に作るテキストもある。許慎の『說文解字』では、「輻」(スポーク)があるのを「輻」と呼び、「輳」がないのを「輳」と呼ぶ」と言っている。『周礼』にはさらに「輻車」があつて、天子の場合はこれに「輻」を載せる。「輻」「輳」は発音が近いから、これら(「輻車」と「輳車」)「輻車」の制度も同じであろうか。「輳」の輪高は、おそらく乗車の輪の半分であろう。諸侯には「輻を毀たず」と言い、大夫士には「車を易へず」と言っているのは、相互にこれを明らかにしたもので(あり、諸侯も車を易えず、大夫士も輻を毀たないので)ある。「易へず」とは、「輻」に乗せ換えないということだ。廟中で「輻」に「柩」を載せる礼があるが、ここでは(外地で亡くなつて通常と異なるので)そうしないというわけだ。

【疏】(四葉表一行)

○正義曰、此一經明大夫車飾也。○大夫以布爲輻者、以白布爲輻。不以蒨草染之、亦言輻者、通名耳、是輻有①櫛近之義也。○載以輻車者、大夫初死及至家、皆以輻車。今至家說輻、唯輻車在、故云載以輻車。○入自門至於阼階下而說輻者、謂說去其車矣。○舉自阼階升適所殯者、謂舉自阼階下、而升適兩楹之間所殯之處。此云升適阼階、謂尸矣。若柩則升自西階。

①底本は「有輻」に作る。『校勘記』引く山井鼎説に従い乙す。

「書き下し文」

○正義に曰く、此の一経、大夫の車飾を明らかにするなり。○「大夫、布を以て輶と為す」とは、白布を以て輶と為すなり。蒨草を以て之を染めずして、亦た「輶」と言ふは、通名なるのみ、是れ輶に櫛近の義有り。○「載するに輶車を以てす」とは、大夫初めて死して家に至るに及ぶまで、皆な輶車を以てす。今、家に至りて輶を説き、唯だ輶車在るのみ、故に「載するに輶車を以てす」と云ふ。○「入るに門自りし、阼階の下に至りて車より説く」とは、其の車より説き去るを謂ふ。○「挙ぐるに阼階自りし、升りて殯する所に適く」とは、挙ぐるに阼階の下自りして、升りて両楹の間①、殯する所の処に適くを謂ふ。此に阼階より升り適くと云ふは、尸を謂ふ。若し柩なれば則ち升るに西階自りす②。

①上の諸侯の場合と同じく殯所を「両楹の間」としているが、外地で死亡した士大夫の殯所について明文があるわけではない。

②上の諸侯の場合における鄭注33参照。

「現代語訳」

○正義に曰く、この一経は、大夫の車飾について明らかにしたものである。○「大夫、布を以て輶と為す」とは、白布を用いて「輶」を作るとのことだ。「蒨草」を用いてこれを（赤色に）染めないのに、また「輶」と言うのは、「輶」が殯に向かう車飾の（通称だからであり、（これがこの通称となるのは）「輶」には（また）「櫛近」（すなわち「棺に近いもの）」という意味があるからだ。○「載

するに輶車を以てす」とは、大夫が亡くなった当初から家に至るまで、（その棺は）ずっと「輶車」に載せている。今、家に至って「輶」を取り外してしまえば、ただ「輶車」があるだけであるから、「載するに輶車を以てす」と表現したので。○「入るに門自りし、阼階の下に至りて車より説く」とは、（阼階の下で）この車から（遺体を）下ろすことを言ったものだ。○「挙ぐるに阼階自りし、升りて殯する所に適く」とは、阼階の下から（遺体を）挙げ、（阼階を）升って両楹の間、すなわち殯する場所に行くことを言ったものだ。ここで「阼階より升り適く」と言っているのは、（棺に納めていない）「尸」について言ったものだ。もし（納棺後の）「柩」であれば西階から升るのだ。

【疏（注に対する）】（四葉表四行）

○正義曰、云白布不染也者、以經云用布、故知白布不染。下經士輶葦席以爲屋、蒲席以爲裳帷。以諸侯爲裳帷、則知大夫亦有裳帷、俱用布耳。云言輶者達名也者、既不用蒨草染之、而言輶者、輶是櫛近之義、通達於下、是大夫與士、皆有櫛近之名也。云至門亦說輶乃入言載以輶車入自門明車不易也者、鄭以經云至於家而說輶載以輶車、恐至家乃載以輶車、故云明車不易。上云不毀牆遂入、不云車不易、此云載以輶車、明車亦不易。

「書き下し文」

○正義に曰く、「白布の染めざるなり」と云ふは、経に布を用ふと云ふを以て、故に白布の染めざるを知る。下経(5a)に「士の輶は

葦席以て屋と為し、蒲席以て裳帷と為す」と。諸侯も裳帷を為るを以て、則ち大夫も亦た裳帷有るを知る、俱に布を用ふるのみ。「輔と言ふは達名なり」と云ふは、既に蓍草を用ひて之を染めずして、輔と言ふは、輔は是れ櫬近の義、通じて下に達す、是れ大夫と士と、皆な櫬近の名有るなり。「門に至りて亦た輔を説き乃ち入るは、載するに輜車を以てし、入るに門自りするを言ふ、明けし車の易へざること」と云ふは、鄭、經に「家に至りて輔を説き、載するに輜車を以てす」と云ふを以て、家に至れば乃ち載するに輜車を以てするを恐れ、故に「明けし車の易へざること」と云ふ。上に「牆を毀たずして遂に入る」と云ひ、車の易へざるを云はざるも、此に「載するに輜車を以てす」と云はば、明けし車も亦た易へざること。

【現代語訳】

○正義に曰く、「白布の染めざるなり」と言っているのは、經文に「布を用ふ」と言っていることから、(用いるのが)染めていない白布であるとわかるのだ。經の下文に「士の輔は葦席以て屋と為し、蒲席以て裳帷と為す」とあり(士に「裳帷」のあることが知られ、)諸侯も「裳帷」を設けることから、大夫にもまた「裳帷」があると思われるのだ。(大夫の場合、「輔」と同じく布を用いる(から、)經文では特に言及していない)のである。「輔と言ふは達名なり」と言うのは、「蓍草」を用いてこれを(赤色に)染めていないのに、(これも)「輔」と言うのは、「輔」には「櫬近」(すなわち「棺に近いもの」という意味があつて、(この意味は)下位のものにも通用する。それで大夫と士(の棺飾りに)にも、みな「櫬近」(の

意味を持つ「輔」)の名が付けられているのだ。「門に至りて亦た輔を説き乃ち入るは、載するに輜車を以てし、入るに門自りするを言ふ、明けし車の易へざること」と言うのは、經文に「家に至りて輔を説き、載するに輜車を以てす」と言っているものの、(廟内で遺体を「輜車」に安置する礼があるので、)家に至れば「輜車」に乗せ換えると誤解されるのを鄭玄は恐れて、そこで「明けし車の易へざること」と言ったのだ。(諸侯について述べる)上文では「牆を毀たずして遂に入る」とだけ言つて、車を易えないことを言つてはいないが、ここで(大夫について)「載するに輜車を以てす」と言つているのであるから、(家の門に入るに際して、諸侯の)車もまた易えないのは明らかである。

【疏(注)に対する…つづき】(四葉表七行)

云輜讀爲輜或作搏者、言經之輜字當讀爲車旁之全、或禮記諸本、此用輜車作木旁專字者。云許氏說文解字曰有輻曰輪無輻曰輅者、有輻謂別施木爲輻、無輻謂合大木爲之、不施輻曰輅。云周禮又有蜃車天子以載柩者、按周禮遂師職、共蜃車之役、是天子以載柩也。云蜃車聲相近其制同乎者、言天子蜃車、與此大夫輅車、聲既相近、其制宜同、故云其制同乎。云輅崇蓋半乘車之輪者、此無文證、以其蜃類、蓋迫地而行、其輪宜卑、故疑半乘車之輪。蓋、疑辭矣。周禮考工記、乘車之輪六尺有六寸。今云半之、得三尺三寸也。云諸侯言不毀牆大夫士言不易車互相明也者、諸侯言不毀牆、則大夫亦不毀牆。大夫士言不易車、明諸侯亦不易車。云不易者不易以輜也者、謂大夫士在路、

載以輜車、至家說載、亦載以輜車、是不易以輜也。若天子諸侯、載柩以輜車、至門亦以輜車。其殯時、則易之以輜也。云廟中有載柩以輜車之禮此不耳者、謂天子諸侯、殯時用輜、又天子諸侯及大夫朝廟之時、有用輜車載柩之禮。此喪從外來、大夫士不合用輜、故云此不耳。

〔書き下し文〕

「輜読みて輜と為す、或は樽に作る」と云ふは、言ふところは経の「輜」字当に読みて車旁の全と為すべし、或は礼記の諸本、此の輜車を用てするを木旁の專字に作る者あり。「許氏説文解字に曰く、輜有るを輪と曰ひ、輜無きを輜と曰ふ」と云ふは、輜有るは別に木を施して輜と為すを謂ひ、輜無きは大木を合して之を為り、輜を施さざるを輜と曰ふを謂ふ。「周礼又た輜車有り、天子以て輜を載す」と云ふは、按ずるに『周礼』遂師職(5-21a)に、「輜車の役に共す」と、是れ天子以て輜を載するなり。「輜輜声相ひ近く、其の制同じきか」と云ふは、言ふところは天子の輜車と、此の大夫の輜車と、声既に相ひ近ければ、其の制宜しく同じかるべし、故に「其の制同じきか」と云ふ。「輜の崇さ蓋し乗車の輪に半ばす」と云ふは、此れ文の証する無きも、其れ輜の類、蓋し地に迫りて行かば、其の輪宜しく卑かるべきを以て、故に乗車の輪に半ばすかと疑ふ。「蓋」は、疑辭なり。『周礼』考工記に、乗車の輪は六尺有六寸なり、と①。今之を半ばにすと云はば、三尺三寸を得たり。「諸侯に牆を毀たずと言ひ、大夫士に車を易へずと言ふは、互に相ひ明むるなり」と云ふは、諸侯に牆を毀たずと言はば、則ち大夫②も亦た牆を毀た

ず。大夫士に車を易へずと言はば、明けし諸侯も亦た車を易へざること。「易へずとは、易ふるに輜を以てせざるなり」と云ふは、謂ふところは大夫士路に在れば、載するに輜車を以てし、家に至りて載を説くも③、亦た載するに輜車を以てす、是れ易ふるに輜を以てせざるなり。天子諸侯の若きは、輜を載するに輜車を以てし、門に至るも亦た輜車を以てす。其の殯時は、則ち之に易ふるに輜を以てするなり④。「廟中に輜を載するに輜車を以てするの礼有り、此れ不ざるのみ」と云ふは、謂ふところは天子諸侯、殯時に輜を用ひ、又た天子諸侯及び大夫、廟に朝するの時、輜車を用ひて輜を載するの礼有り④。此の喪、外従り来たり、大夫士は合(まさ)に輜を用ふべからず、故に「此れ不ざるのみ」と云ふ。

①『周礼』考工記序(30-11a)「乗車之輪、六尺有六寸。」注(12a5)「乗車、玉路金路象路也。」

②前後で「大夫士」と言うことよりすれば、ここにも「士」字があるべきか。

③「説載」については、『周礼』春官・喪祝「及壙說載除飾」注(26-307)「説載、下棺也。除飾、去棺飾也」参照。

④天子諸侯が殯時に、大夫以上が朝廟時に「輜」を用いることについては下文および下文の注⑤、⑥、⑨参照。

〔現代語訳〕

「輜読みて輜と為す、或は樽に作る」と言うのは、経文の「輜」字は車旁に「全」の「輜」字に読むべきであり、『礼記』の諸本には、この「輜車を用てする」(の「輜」字)を木旁に「專」の「樽」字

に作るものがあることを言ったものだ。「許氏説文解字に曰く、幅有るを輪と曰ひ、幅無きを輜と曰ふ」と言うのは、「輜」(スポーク)があるというのは(外輪とは)別に木を施して「輜」とするの言い、幅が無いというのは大木を組み合わせて(円盤状の)車輪を作り、(このように)「輜」を施していない車輪を「輜」と呼ぶということを使うのだ。「周礼又た輜車有り、天子以て輜を載す」と言うのは、思うに『周礼』遂師職に「輜車の役に共す」とあつて、天子は(路上ではこの輜車に)輜を載せるとのことだ。「輜車聲相ひ近く、其の制同じきか」と言うのは、天子の「輜車」とこの大夫の「輜車」は、その発音が近いので、その形制も同じであろうということ、それで「其の制同じきか」と言っているのだ。「輜の崇さ蓋し乗車の輪に半ばす」と言うのは、このことについて証明する明文はないのであるが、「輜」(ハマグリ)の類は、地面の近くを動き行くものであるから、「輜車」と名付けられた)この車の車輪も低いはずだということ、(「乗車の輪に半ばするか」と推測したものだ。「蓋」は、(確定できないことを示す)疑辞である。『周礼』考工記に、乗車の輪は六尺有六寸とある。今これを半分にすると言うのであるから、三尺三寸ということになる。「諸侯に牆を毀たずと言ひ、大夫士に車を易へずと言ふは、互に相ひ明むるなり」と言うのは、諸侯について「牆を毀たず」と言えば、大夫もまた「牆を毀たず」ということになるし、大夫士について「車を易へず」と言えば、諸侯もまた車を易えないということが明らかなのだ。「易へずとは、易ふるに輜を以てせざるなり」と言うのは、大夫士

は(帰還する)路上では、(その遺体を)「輜車」に載せて、家に至れば遺体を下すのであるが、(門を入るに際しては)なお(遺体を)輜車に載せるということで、これが「易ふるに輜を以てせず」ということだ。天子諸侯の場合は、輜を「輜車」に載せて(帰還し)、(宮室の)門に至っても「輜車」に乗せたままで(門に入るの)であるが、殯する時には、「輜車」に乗せ換えるのだ。「廟中に輜を載するに輜車を以てするの礼有り、此れ不ざるのみ」と言うのは、天子諸侯には、殯する時に「輜車」を用いる礼があり、また天子諸侯及び大夫には、(葬地に向かう前に)祖廟に朝する時、「輜車」を用いて輜を載せる礼があるのであるが、この(経文における)喪では、(遺体が)外より帰還するのであり、(そもそもまた)大夫士の場合は「輜車」を用いるべきではない、それで「此れ不ざるのみ」と言うのだ。

【疏(注に対する…つづき)】(四葉裏六行)
凡在路載輜、天子以下至士、皆用輜車與輜車同、故周禮遂師、共輜車之役、是天子也。既夕禮①云、遂匠納車于階間。注云、車、載輜車、周禮謂之輜車、雜記謂之團、是士用輜車也。雜記云、大夫載以輜車、輜車則輜車也、是大夫用輜車、則諸侯不言、亦可知。其輜車之形、鄭注既夕禮云、其車之輦、狀如牀、中央有輶、前後出、設前後②輶、輦上有四周、下則前後有軸、以輜③爲輪。許叔重説、有輜曰輪、無輜曰輜④。鄭又注周禮遂師云、四輪迫地而行、有似於輜、因取名焉、此是輜之制也。上下通用、在路載輜也。輜車之制、亦與

蜃車同、但不用輻爲輪。天子諸侯、殯皆用之、故檀弓云、天子敢塗龍輻、謂畫輻爲龍。諸侯殯亦用輻車、不畫輻爲龍、故喪大記云、君殯用輻、注云、君、諸侯也。輻不畫龍。大夫殯不用輻、故鄭注喪大記、大夫之殯廢輻、是大夫不用輻。土掘埧見衽、是亦廢輻也。其朝廟、大夫以上皆用輻、士朝廟用軼軸、故既夕禮云、遷於祖用軸。鄭注云、大夫諸侯以上有四周、謂之輻。天子畫之以龍、是也。輻與軼軸、所以異者、輻有四周、軼軸則無、故鄭注既夕禮云、軸狀如轉轆、刻兩頭爲軼。軼狀如長牀、穿程前後、著金而關軸焉、是也。

①底本は「禮」字なし。足利本同じ。潘本は「既夕礼云」に改めている。『礼記』疏では少儀疏3518b2「故既夕云、茵著用茶」（既夕記4112b）のように既夕記からの引用では「禮」を入れない例もあるが、下文でこの部分に付けられた鄭注を「鄭注既夕禮云」と引いているから、「禮」字を補っておく。

②底本は「前後」を「輻輳」に作る。『校勘記』引く浦鏗説および『儀礼』注により改める。

③底本は「輻」を「輪」に誤る。既夕鄭注および八行本に従い改める。

④底本は「輻」を「輻」に作る。『説文』および既夕記注により改める。

「書き下し文」

凡そ路に在りて柩を載するに、天子より以下、士に至るまで、皆な蜃車と輻車とを用ふること同じ、故に『周礼』遂師の、「蜃車の役に共す」は①、是れ天子なり。既夕礼に、「遂匠、車を階間に納る」

と云ひ、注に、「車は、柩を載する車、周礼之を蜃車と謂ひ、雜記之を団と謂ふ」と云ふは②、是れ士の蜃車を用ふるなり。雜記に、「大夫載するに輻車を以てす」と云ふは、輻車は則ち蜃車なり、是れ大夫の蜃車を用ふるなり、則ち諸侯は言はざるも、亦た知るべし。其の蜃車の形は、鄭、既夕礼に注して云ふ、「其の車の輻、状は牀の如し、中央に輻有り、前後に出ず、前後の輻を設け、輻の上に四周有り、下は則ち前後に軸有り、輻を以て輪と爲す。許叔重説に、輻有るを輪と曰ひ、輻無きを輻と曰ふ」と②。鄭又た『周礼』遂師に注して云ふ、「四輪、地に迫まりて行く、蜃に似たる有り、因りて取りて焉に名づく」と①、此れ是れ蜃の制なり。上下通用して、路に在りて柩を載するなり。輻車の制も、亦た蜃車と同じ、但だ輻を用て輪と爲さず③。天子諸侯、殯に皆な之を用ふ④、故に檀弓に云ふ、「天子は敢（あつ）めて龍輻を塗る」と、輻に画きて龍を爲すを謂ふ⑤。諸侯の殯も亦た輻車を用ふるも、輻に画きて龍を爲さず、故に喪大記に云ふ、「君の殯に輻を用ふ」と、注に云ふ、「君は、諸侯なり。輻に龍を画かず」と⑥。大夫、殯に輻を用ひず、故に鄭、喪大記に注して、「大夫の殯は輻を廢す」と⑥、是れ大夫、輻を用ひざるなり⑦。士は「埧を掘りて衽を見（あらは）す」⑥、是れも亦た輻を廢するなり⑧。其の廟に朝するに、大夫以上は皆な輻を用ひ、士は廟に朝するに軼軸を用ふ、故に既夕礼に云ふ、「祖に遷すに軸を用ふ」と。鄭注に云ふ、「大夫諸侯以上、四周有り、之を輻と謂ふ。天子之に画くに龍を以てす」と⑨、是れなり。輻と軼軸と、異なる所以の者は、輻に四周有り、軼軸は則ち無し、故に

鄭、既夕礼に注して云ふ、「軸の状、転轡の如し、両頭を刻みて軹と為す。軹の状、長牀の如し、程の前後を穿ちて、金を著けて軸を関す」と⑨、是れなり。

- ①『周礼』地官・遂師15-21a「共丘籠及屨車之役。」注21a2「屨車、柝路也。柝路載柳、四輪迫地而行、有似於屨、因取名焉。」
- ②『儀礼』既夕記41-14a「既正柝賓出、遂匠納車于階間。」注14a10「遂匠、遂人匠人也。…14b1車、載柝車、周禮謂之屨車、雜記謂之團、或作輓、或作搏、聲讀皆相附耳、未聞孰正。其車之輦、狀如牀、中央有輓、前後出、設前後輓、輦上有四周、下則前後有軸、以輓爲輪。許叔重說、有輓曰輪、無輓曰輓。」
- ③これによれば屨車の輪には「輓」があることになるが、遂師疏15-21b4は「輪四輪迫地而行、即輓車以二軸而貫四輪、四輪即許氏說文云、無輓曰輓者也」と屨車の輪もまた無輓と考えているようである。こゝで有輓とするのは、単に遂師注に「四輪」とあることに拠るか。
- ④「之」は前文を受けて「屨車」(もしくは「輓車」)を指すことになるが、天子諸侯が殯で用いるのは「輓」であり、以下では「輓」と「軹軸」のみが議論されている。「屨車」と「輓」は形制・用途が異なるようであるが、ともに棺を載せる車として同類のものとして扱われているのであろう。
- ⑤『礼記』檀弓上8-23b「天子之殯也、菽塗龍輓以椁。」注23b3「菽木以周龍輓、加椁而塗之。天子殯以輓車、畫輓爲龍。」
- ⑥『礼記』喪大記45-18b「君殯用輓、櫛至于上、畢塗屋。大

夫殯以輓、櫛置于西序、塗不暨于棺。土殯見衽、塗上帷之。」注18b9「櫛、猶菽也。屋、殯上覆如屋者也。輓、覆也。暨、及也。此記參差、以檀弓參之、天子之殯、居棺以龍輓、櫛木題湊象椁、上四注如屋以覆之、盡塗之。諸侯輓不畫龍、櫛木題湊象椁、其他亦如之。大夫之殯廢輓、置棺西牆下、就牆櫛其三面。」また以下の注⑦、⑧参照。

⑦大夫が殯に「輓」を用いないことについては、『礼記』檀弓下10-12b「孺子殯之喪、哀公欲設撥。問於有若。有若曰、其可也、君之三臣猶設之。顏柳曰、天子龍輓而椁輓、(注12b10・輓、殯車也。畫輓爲龍。輓、覆也。殯以椁覆棺而塗之、所謂菽塗龍輓以椁。)諸侯輓而設輓、(注13a2:輓不畫龍。)爲榆沈、故設撥。三臣者廢輓而設撥、竊禮之不中者也、而君何學焉」参照。なお、『礼記』喪大記45-23bに「大夫葬用輓」とあるが、鄭玄23b8はこの檀弓下に従い、「大夫廢輓、此言輓非也。輓皆當爲載以輓車之輓、聲之誤也。…輓車、柝車也」と注する。

⑧士の殯では棺を西階上の穴に直接埋める。『儀礼』士喪礼37-2a「掘埵見衽。」注26「埵、埋棺之坎者也。掘之於西階上。衽、小要也。喪大記曰、…2a7士殯見衽、塗上帷之」参照。

⑨『儀礼』既夕礼38-4a「遷于祖用軸。」注4b1「遷、徙也。徙於祖、朝祖庶也。…軸、軹軸也。軸狀如轉轡、刻兩頭爲軹。軹狀如長牀、穿程前後、著金而關軹焉。大夫諸侯以上有四周、謂之輓。天子畫之以龍。」大夫以上が朝廟時に「輓」を用いる

ことについては、疏52に「大夫殯葬雖不用輶、士朝廟用軼軸、則大夫朝廟當用輶。諸侯天子殯葬朝廟皆用輶」と言われるように、士が朝廟時に「軼軸」を用いることからの類推にすぎず、明文があるわけではない。なお、「軼軸」の語は『儀礼』既夕記418b「夷牀軼軸、饌于西階東」に見えている。

〔現代語訳〕

一般に路上に在って柩を載せ（て移動する）るに際しては、天子以下、士に至るまで、みな同じく「蜃車」か「輶車」を用いる。よって『周礼』遂師職で「蜃車の役に共す」というのは、天子について言ったもの。『儀礼』既夕礼（の「記」）に、「遂匠、車を階間に納る」と言い、その注に、「車は、柩を載せる車のこと、『周礼』はこれを「蜃車」と呼び、雜記篇はこれを「团（車）」と呼んでいる」と言うのは、士が「蜃車」を用いることを言ったもの。『礼記』雜記篇に、「大夫載するに輶車を以てす」と言うのは、「輶車」はすなわち「蜃車」のことであり、これは大夫が「蜃車」を用いることを言ったもので、諸侯についての言及はないが、また（「蜃車」を用いると）知れるのだ。「蜃車」の形状については、鄭玄が既夕礼（の「記」）に注して、「その車の輦（輿）の形状は牀（寝台）のような形であり、その中央に輶（ながえ）があつて、（輦の）前後に飛び出している、（その飛び出した部分に）前後に（引き綱を付ける横木である）輶を設け、輦の上には四周の囲いがある。下部には前後に車軸があり、（円盤状の輪である）輶を車輪とする。許慎説に、輶（スポーク）があるのを輪とよび、輶が無いのを輶とよ

ぶ、と」と言っている。鄭玄はさらに『周礼』遂師職に注して、「四輪が地に接近して転がって、（この車の動く様子が）蜃（が動くの）に似ているので、「蜃」字を取ってこれに名付けたのだ」と言っている、これが「蜃車」の形制である。上下の位に通用して、路上に在ってはこれに柩を載せるのである。「輶車」の形制も、また「蜃車」と同じであるが、（「蜃車」と異なり）輶を用いた輪を付けな

い。天子諸侯は、殯にもみなこの車を用いるのである。だから檀弓篇では、「天子（の殯で）は、龍輶（の四方）に（木を）集め（積んで）塗りこめる」と言つて、輶に龍を画く（「輶」を用いる）ことを言っているのだ。諸侯の殯にもまた「輶車」を用いるのであるが、輶に龍は画かない。だから喪大記篇に「君の殯に輶を用いる」と言い、その注に、「君とは諸侯のこと。輶には龍を画かない」と言っている。大夫の殯には「輶」を用いない。だから鄭玄は、喪大記篇に注して、「大夫の殯では輶を廢する」と言い、これが大夫は「輶」を用いないということだ。土は（殯で棺を埋める）埴（あな）を掘つて（その深さは、棺蓋を棺に固定する）埴（ちぎりどめ）が見える（程度にする）」のであつて、これもまた「輶」を廢して用いないということだ。（葬地に向かうに先立つて）その祖廟に朝するのに、大夫以上はみな「輶」を用い、士は祖廟に朝するのに「軼軸」を用いる。それで既夕礼に「祖（廟）に（見えるために棺を）遷すのに（軼）軸を用いる」と言い、鄭注に「大夫諸侯以上は、四周（を取り囲む覆い）があり、これを「輶」と呼ぶ。天子はこれに龍を画く」と言うのが、これに当たる。「輶」と「軼軸」との、異

なる部分は、「輻」には四周(の覆い)があるが、「輶軸」には無いのだ。それで鄭玄は既夕礼に注して「(輶)軸の形状は、(漢代の)輶のようで、(車軸の)両頭を刻んで(輪を取り付ける軸頭である)輶とする。(棺を載せる部分である)輶の形状は、長い牀(寝台)のようである、(輶の左右に固定された木材である)椁の(下部の)前後を(半円状に)穿って、(そこに摩擦防止用の)金属を取り著けて車軸をはめ込む」と言うのが、これに当たる。

【經】(五葉表四行)

士輶葦席以爲屋、蒲席以爲裳帷。

【書き下し文】

士の輶、葦席以て屋と為し、蒲席以て裳帷と為す。

【現代語訳】

士の「輶」は、葦の席(むしろ)で(棺を直接に覆う)「屋」を作り、蒲の席で(屋の四周を覆う)「裳帷」を作る。

【注】(五葉表五行)

言以葦席爲屋、則無素錦爲帳。

【書き下し文】

葦席を以て屋と為さば、則ち素錦もて帳と為す無きを言ふ。

【現代語訳】

葦の席で「屋」を作るとは、つまりは(諸侯と異なり)素錦で(棺を直接覆う)帳(とばり)を作らない、ということを言うのだ。

【疏】(五葉表五行)

正義曰、此一經明士輶也。○葦席以爲屋者、謂用葦席屈之、以爲輶棺之屋也。蒲席以爲裳帷者、又以蒲席以爲裳帷、圍繞於屋旁也。

【書き下し文】

正義に曰く、此の一經、士の輶を明らかにするなり。○「葦席以て屋と為す」とは、葦席を用ひて之を屈げ、以て輶棺の屋①と為すを謂ふ。「蒲席以て裳帷と為す」とは、又た蒲席を以て以て裳帷と為し、屋旁に圍繞するなり。

①「輶棺」の語は他に見えない。「輶」は「輶」義で、「輶棺之屋」は上の鄭注²²⁷「屋、…櫛覆棺者」と同じことを言うか。

【現代語訳】

正義に曰く、この一經は士の「輶」について明らかにしたものだ。

○「葦席以て屋と為す」とは、葦の席(むしろ)を用いて、これを折り曲げて、直接に棺を蓋う「屋」を作ることと言う。「蒲席以て裳帷と為す」とは、さらに蒲の席を用いて、それで「裳帷」を作り、「屋」の四周を取り囲むということだ。

【疏】(注に対する) (五葉表六行)

○正義曰、言以士云葦席以爲屋、屋當帷帳之處、故云無素錦爲帳矣。然大夫無以他物爲屋之文、則是用素錦爲帳矣、與諸侯同。按諸侯與大夫、上有輶、旁有裳帷、內有素錦屋。今士唯云、葦席以爲屋、蒲席以爲裳帷、不云屋上所有之物。據文言之、葦席爲屋、則當覆上輶

處、將蒲席爲裳帷、接屋之四邊、以鄣棺或可。大夫既有素錦爲帳、帳外上有布輦、旁有布裳帷、則士之葦席屋之外、旁有蒲席裳帷、則屋上當以蒲席爲輦、覆於上。但文不備也、未知孰是、故兩存焉。

「書き下し文」

○正義に曰く、言ふところは士に「葦席以て屋と爲す」と云ひ、屋は帷帳の処に当たるを以て、故に「素錦の帳と爲す無し」と云ふ。

然らば大夫に他物を以て屋と爲すの文無くんば、則ち是れ素錦を用(もつ)て帳と爲すこと、諸侯と同じ。按ずるに諸侯と大夫と、上に輦有り、旁に裳帷有り、内に素錦の屋有り。今士唯だ、「葦席以て屋と爲し、蒲席以て裳帷と爲す」と云ひ、屋上有る所の物を云はず。文に扨りて之を言はば、葦席もて屋と爲さば、則ち当に上の輦の処を覆ふべし、蒲席を將(もつ)て裳帷と爲し、屋の四辺に接し、以て棺を鄣(さえぎ)らば或は可なり。大夫既に素錦の帳と爲す有り、帳外の上に布の輦有り、旁に布の裳帷有れば、則ち士の葦席の屋の外、旁に蒲席の裳帷有れば、則ち屋上当に蒲席を以て輦と爲し、上を覆ふべし。但だ文備らず、未だ孰れか是なるを知らず、故に兩(ふたつな)がら存す。

「現代語訳」

○正義に曰く、士には「葦席以て屋と爲す」と言い、「屋」は(直接に棺を覆うとばかりである)帷帳の処に当たるので、それで「素錦の帳と爲す無し」と言う、ということ(この注では)言っている。であれば大夫の場合、他の物で「屋」を作るとの経文が無い以上、これは諸侯と同じく素錦でもって帳(すなわち「屋」)を作るとい

うことになる。思うに諸侯と大夫とは、上に「輦」があり、周辺には「裳帷」があり、(それらの)内部に素錦づくりの「屋」がある。今、士はただ「葦席以て屋と爲し、蒲席以て裳帷と爲す」とのみ言って、「屋」の上にある物を言っていない。経文に扨って言うならば、葦の席で「屋」を作るのであれば、(この「屋」にも屋根に当たる部分があるので、それでもって)上部の「輦」の(蓋)が覆う)処も覆うことになるから、蒲の席で「裳帷」を作り、「屋」の四辺に接する形で、棺をさえぎれば、それで十分なのである。(以上の説に対し、別説として)大夫の場合はすでに素錦づくりの帳(「屋」)があつて、(さらに)帳の外の上には布づくりの「輦」があり、四周には布づくりの「裳帷」がある。ならば士の場合も葦の席づくりの「屋」の外に、四周に蒲の席づくりの「裳帷」があるのであれば、(大夫と同様)「屋」の上に蒲の席で「輦」を作りその上を覆わねばならない。ただ経文の記載が不十分なので、どちらが正しいのかわからない。そこで両説を並記しておく。

(付記) 本研究はJSPS科研費20K00053による成果の一部である。